

【再公募】
令和6年度
富山市地域密着型サービス事業予定者等
公 募 要 領

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 用

令和7年3月24日
富山市福祉保健部介護保険課

1 公募の趣旨

本市では、令和6年度から8年度までの「富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）」を策定しており、当該計画に基づき介護サービスの基盤整備を推進いたします。

地域包括ケアシステムの中核を担う地域密着型サービスの基盤整備については、日常生活圏域ごとの地域バランスを考慮しつつ、利用者にとって身近で質の高い介護サービスを持続的に提供するため、事業予定者については、公募により選定することとしております。

（参考）第9期介護保険事業計画における整備の目標値

	施設区分/サービス種別	現況 (A) 令和5年度末	第9期整備数 (B) R6～8年度	目標値 (A+B) R8年度末
介護 保 険 施 設	介護老人福祉施設	26事業所 (1,746床)	— (—)	26事業所 (1,746床)
	介護老人保健施設	17事業所 (1,683床)	— (—)	17事業所 (1,683床)
	介護医療院	12事業所 (924床)	— (—)	12事業所 (924床)
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	6事業所	2事業所	8事業所
	夜間対応型訪問介護	2事業所	—	2事業所
	認知症対応型通所介護	25事業所 (252人)	— (—)	25事業所 (252人)
	小規模多機能型居宅介護	29事業所 (748人)	1事業所 (29人)	30事業所 (777人)
	認知症対応型共同生活介護	49事業所 (696人)	2事業所 (36床)	51事業所 (732人)
	地域密着型介護老人福祉施設	15事業所 (374人)	— (—)	15事業所 (374人)
	看護小規模多機能型居宅介護	5事業所 (141人)	3事業所 (87人)	8事業所 (228人)
特定施設入居者生活介護		206床	40床程度	246床程度

2 公募するサービス種類等(第9期整備分)

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

ア 整備年度・・・令和7～8年度

イ 整備する日常生活圏域・・・市内全域対象

(2) 看護小規模多機能型居宅介護（※） 3事業所（87人）

ア 整備年度・・・令和7～8年度

イ 整備する日常生活圏域・・・市内全域対象

※ 看護小規模多機能型居宅介護については、診療所からの参入を進めるよう基準が緩和され、法人だけではなく「病床を有する診療所を開設する者」も応募が可能です（介護保険法施行規則の一部改正）。

(3) 小規模多機能型居宅介護 1事業所（29人）

ア 整備年度・・・令和7～8年度

イ 整備する日常生活圏域・・・堀川等地区、八尾等地区、婦中地区

ウ 既存の小規模多機能型居宅介護事業所を本体とした、サテライト型事業所の整備の応募が可能です。

(4) 認知症対応型共同生活介護 1事業所（2ユニット18人）

ア 整備年度・・・令和7～8年度（2ユニット）

イ 整備する日常生活圏域・・・八尾等地区

ウ 整備は、1事業所につき原則2ユニットまで。

エ 既存の1ユニットの事業所における2ユニット化、2ユニットの事業所における3ユニット化の整備の応募が可能です。

オ 既存の認知症対応型共同生活介護を本体とした、サテライト型事業所の整備の応募が可能です。

3 応募条件

次の要件を満たすことが条件となります。

- (1) 法人格を有する者であって、事業運営にあたって介護保険法等に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができる者（指定時までには法人であれば可。ただし、看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設する者も可）。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定（欠格事由等）に該当しないこと。
- (3) 法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員でないこと（暴力団排除条例）。
- (4) 法人及びその代表者が、市町村税を滞納していないこと。
- (5) 施設の整備については、整備年度の年度末までに必ず完了すること。また、整備後、速やかにサービス提供を図ること。
- (6) 事業運営のために地域住民等との連携が必要であるが、建設工事や事業内容等の説

明を十分に行い、理解、賛同を得られる状態であること。（※ただちに承諾書等を求めるものではありません。）

4 応募方法

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、次のとおり所定の応募書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年5月19日（月）～5月30日（金）午後5時 期限厳守

(2) 提出先

富山市福祉保健部介護保険課管理係（富山市役所本庁舎東館3階）

（電話）076-443-2041

※前日までに来庁日時をご連絡の上、必ず書類を持参してください

（郵送、FAX及び電子メールによる受け付けは行いません）。

(3) 提出書類一覧

応募に必要な提出書類は9ページの「応募に必要な書類一覧表」のとおりです。様式は、市ホームページからダウンロードできます。（ページ番号検索「1015393」）

(4) 提出書類の作成

提出書類は次の要領で提出してください。

ア 応募するサービス種別ごとに作成すること。ただし、複合的な施設として複数のサービスの応募する場合は、1つの公募申込書の提出で可。

イ 9ページの「応募に必要な書類一覧表」の順で資料を綴じること。

ウ ページをつけ、1部ずつ綴じること（ページ番号は通し番号）。

エ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けること。

オ 資料は、原則A4サイズとし、可能な限り両面印刷とする。（図面等でA3となる場合はA4サイズに折り込む。）

(5) 提出部数

証明書等の原本を添付した正本1部（フラットファイル綴じ）、及び副本を17部（1部ずつひも綴じ）提出してください。

(6) その他

ア 正本には、全て原本を添付してください。

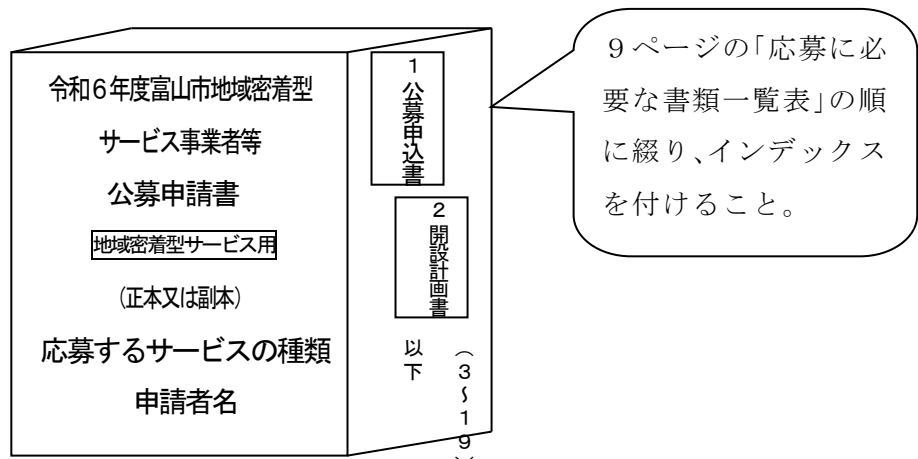
イ 贈与契約書や寄附確約書などの契約書類等で原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行うこと。

（例）この写しは原本と相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

△△△△△会社

代表取締役 □□ □□



ウ 4 (5)に記載の副本のうち10部は法人名や間接的に申請者を特定できる事業所名等を黒塗りしてください。

5 選定方法

提出された書類の審査及び必要に応じてヒアリングを行い、市長が決定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された事業計画に基づき、所定の書類を審査します。事務局での書類審査をもとに、地域密着型サービス等運営委員会に諮り第1次審査結果を確定します。

(2) 第1次審査で評価（加点）する事項

ア 応募者に係る事項

- (ア) 本市又は富山県内に主たる事務所を有していること
- (イ) 当該サービス若しくはその他の介護サービス、医療・福祉事業の運営実績があり、その運営が安定的に実施されていること
- (ウ) 介護サービス事業において、法令等に基づく手続きが適正に行われていること
- (エ) 法人及び役員、従業員が過去に法令に違反していないこと

イ 立地に係る事項

- (ア) 計画地が所在する日常生活圏域において同種のサービスの事業所が未整備であること
- (イ) 土地及び建物が原則自己所有（予定を含む）であること
- (ウ) 自然災害の発生リスクが低いこと

ウ 施設計画に係る事項

- (ア) 他の介護サービスや医療・福祉サービスの併設など複合的・一体的な計画であること
- (イ) 増床や既存サービスからの転換など既存ストックを活用した効率的な計画であ

ること

(ウ) 基準を上回るなど利用者視点によるきめ細かな配慮がされていること

エ 事業運営に係る事項

(ア) 一定の利用者が見込めること

(3) 第2次審査（面接審査）

事業運営方針等を評価する観点から、応募者へヒアリングを実施します。なお、ヒアリングについては、地域密着型サービス等運営委員会において行いますが、第1次審査のみで選考が可能であると判断できる場合は、第2次審査（面接審査）を行わないことがあります。

ヒアリング内容は、応募者からのプレゼンテーションを10分程度とし、質疑応答を5分程度実施します。

※ 委員が所属している法人（役員も含む）が応募を行っている場合は、その委員は全ての審査に関与しないこととします。

(4) 第2次審査で評価する事項

ア 応募者に係る事項

(ア) 応募理由

(イ) 経営理念及び事業所の基本方針

(ウ) 法令順守及び職員の確保・育成

(エ) 利用者本位のサービス提供、サービスの質の向上や介護度の維持改善に向けた取組

イ 施設計画に係る事項

(ア) 事業計画の実現性

(イ) 資金計画

(ウ) 地域住民の理解、地域との連携・地域に開かれた運営

ウ 事業提案（提案内容の特徴・独自性・優位性・先進性等）

(5) 委員会意見のとりまとめ

第1次審査、第2次審査を踏まえ、地域密着型サービス等運営委員会において、各事業計画及び事業者選定について意見を取りまとめます。

なお、第2次審査における評価が、配点の6割に満たない応募者については、公募の競合の有無に関わらず、整備する事業予定者（以下「事業予定者」という。）として選考しない場合があります。

(6) 市長への報告及び事業予定者の決定

委員会の意見を市長へ報告します。

市長は、その報告を受けて、最終的に事業予定者を決定します。

(7) 選定の結果

結果については、応募のあった法人に文書で通知します。

また、市ホームページにおいて、事業予定者として、法人名等を公表します。審査

の結果によっては、事業予定者なしとする場合があります。

なお、審査内容及び選定結果に関する問合せには応じません。

6 公募スケジュール

	内 容
令和 7 年 5 月 19 日（月）～ 5 月 30 日（金）	申請受付
令和 7 年 6 月	書類審査
令和 7 年 8 月中旬（予定）	地域密着型サービス等運営委員会による ヒアリング
令和 7 年 8 月下旬（予定）	事業予定者の決定及び結果通知

7 注意事項等

- (1) 応募書類については、返却いたしません。（提出された応募書類は、富山市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。）
- (2) 本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 公募に対する応募がないとき又は事業予定者が決定しなかったときは、再度公募をすることがあります。
- (4) 事業予定者として決定された場合であっても、地域密着型サービス事業者としての指定が確定されたものではありません。指定基準を満たさない場合は、指定されません。
- (5) 事業予定者に決定された後であっても、次の場合はその決定を取り消します。
 - ア 提出された関係書類等に虚偽事項の記載があった場合
 - イ 事業内容（建設場所、定員、サービス種類等）に著しい変更があった場合
 - ウ 選定後、実施見込みがない場合
 - エ その他市民の疑惑や不信を招くような行為があった場合
- (6) 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、代表者名の記名のある「辞退届」を提出すること。（様式は任意）
- (7) 事業予定者の選定後の辞退については、本市の整備計画に大きな支障をきたすため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。辞退する場合は、法人名等を市ホームページ上で公表します。また、本市及び地域密着型サービス等運営委員会へ説明を求める場合があります。
- (8) 事業所指定に係る基準は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）」、「富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「同施行規

則」、「富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「同施行規則」等を参照してください。

(参考：市独自基準)

ア 申請者の要件として、法人の役員が暴力団員であるものは認めない。

イ 記録の保存期間は5年間

8 問い合わせ先

富山市福祉保健部介護保険課管理係

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

T E L 076-443-2041 F A X 076-443-2076

9 施設整備等に係る補助金について

(1) 補助内容（※）

サービス種別	補助基準額（案）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設整備	7,000千円/事業所
	開設準備	16,600千円/事業所
小規模多機能型居宅介護	施設整備	39,600千円/事業所
	開設準備	989千円/宿泊定員
認知症対応型共同生活介護	施設整備	39,600千円/事業所
	開設準備	989千円/定員
看護小規模多機能型居宅介護	施設整備	39,600千円/事業所
	開設準備	989千円/宿泊定員

※富山市地域密着型介護基盤整備事業費補助金交付要綱の別表1、2より

※補助金額等については、補助金交付決定時点の補助要綱に基づき決定します。

(2) 留意事項

ア 選定後、実施見込みがない場合は選定を取り消す場合があります。

※補助を受ける場合は、交付決定までの間に見込みがない場合。

イ 事業予定者の決定をもって補助金の交付を保証するものではありません。

ウ 国及び県の補助金（富山県地域医療介護総合確保基金）を活用し、本市の予算の範囲内で施設整備等を支援するため、補助制度の変更や予算措置の状況により、補助金を交付しない、または金額を変更することがあります。

エ 補助金を活用する事業予定者については、整備に着手できる時期は、本市からの

補助金交付決定後になりますのでご注意ください。交付決定前に入札・着工を行った場合は、補助金の交付対象外となります。詳細は事業者決定の際に通知します。
オ 例えば小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換等の過去に補助対象となった事業所については、補助金は交付しません。

「応募に必要な書類一覧表」

	項目	内容
	1 公募申込書	様式 1
整備計画	2 開設計画書	様式 2
	3 整備予定地の状況	位置図（近隣の住宅地図等）及び現状写真（カラー写真）
	4 開設までのスケジュール	時系列に記載（土地取得、建築確認申請、住民説明、着工、竣工、職員募集、開設等）
	5 建物平面図	
	6 土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	土地、建物登記簿謄本、借地、借家契約（確約）書の写し 等
	7 資金計画書	施設整備に要する費用、財源内訳、寄附確約書
	8 建物建築（改修）見積書	
	9 収支予算書	様式 3
	10 借入金の借入先	施設整備に係る借入（予定）がある場合、借入先毎の借入金額及び償還計画表
	11 開設趣意書	様式 4
運営方針	(1) 応募の理由	
	(2) 開設予定地の選定理由	開設までの地域住民に対する説明方針や、現在、既に理解や賛同が得られている場合はその状況も含む。地域住民等からの承諾書等がある場合は添付。
	(3) 法人の基本方針	基本理念及び経営理念
	(4) 事業所の運営方針	
	(5) 地域との連携や運営推進会議について	地域との連携の具体的な方策や地域の拠点となる運営等について
	(6) 利用者への情報提供、サービス提供、費用負担の考え方	
	(7) 苦情への対応について	
	(8) 協力医療機関との連携、緊急時の体制について	連携体制の概念図等も添付
	(9) 事故発生時及び非常災害時の対応・体制について	体制の概念図等も添付
	(10) 衛生管理の対応・体制について	
	(11) 虐待防止の取り組みについて	
	(12) 個人情報の取扱について	
	(13) 自己評価・外部評価、情報公開の対応について	
	(14) 運営実績	
	(15) 職員の採用・人材確保について	様式 5 ほか採用計画及び従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等も添付
	(16) 職員の研修・人事制度について	研修計画等も添付
	(17) 職員の育成・処遇に関する取り組みについて	
	(18) その他の特色について	併設するサービス等との連携など
法人	12 誓約書	様式 6
	13 定款又は寄付行為	最新のもの（写しに原本証明をすること） （法人を新設する場合は、定款の素案）
	14 法人登記簿謄本	応募申込前3ヶ月以内に発行されたもの （法人を設立する場合は、法人設立の計画）

概要	15 法人代表者の履歴書	
	16 決算書	直近２年間分（法人を設立する場合は不要）
	17 法人及び代表者の納税証明書（市町村税）	令和５年度分
	18 法人の沿革及び概要	パンフレット可
その他	19 役員等名簿、関係法令所管課との協議記録	参考様式

※資料１２～１９については副本（黒塗り）への添付不要

(様式 1)

年 月 日

(宛先)

富 山 市 長

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

令和 6 年度富山市地域密着型サービス事業者等の公募の申込について

このことについて、必要書類を添えて下記のとおり応募します。

応募するサービスの種別 : _____

整備定員 (床数) : _____

事業所の名称 (予定) : _____

整備予定地 (日常生活圏域名 : _____

及び地名)

サービス提供を行う日常生活圏域名 : _____

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合のみ記入)

担当者氏名 _____

連絡先 : 住所 _____

電話 _____

FAX _____

(様式2)

開設計画書

提出日 年 月 日

法人概要	法人名	(ふりがな)			
	代表者	(ふりがな)			
	所在地				
	連絡先	電 話		FAX	

応募するサービスの種別 (該当に○)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護 (登録定員 名、通いサービス定員 名、 宿泊サービス定員 名)
		認知症対応型共同生活介護 (ユニット数 、定員 名)
整備年度・開設予定	整備年度 年度 ・開設予定 年 月	

開設予定地の状況	建設予定地	(ふりがな)		
	面積		都市計画区域 (該当に○)	・市街化区域 ・市街化調整区域 (既存宅地) ・市街化調整区域 (その他) ・その他の都市計画区域
	地目			
	現状			
	農業振興区域 (該当に○)	・地域外 ・地域内	用途地域	
	土地の所有関係	法人所有 ・ その他 ()		
	交渉状況	取得 (賃貸借契約等) 済 ・ 確約済 ・ その他 ()		

施 設 状 況	整備方法	新築 ・ 既存建物（改修あり） ・ 既存建物（改修なし）		
	構造・階層等	造 階建 （ 耐火 ・ 準耐火 ・ その他 ）		
	面積・用途等	用途（サービス種類）	階	用途別床面積
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
	延床面積	m ²		
所有関係（予定）	法人所有 ・ その他（ ）			
補助要望	有（施設整備 千円、開設準備 千円） ・ 無 有の場合：□補助金の交付がない場合は整備を行わない（選定を辞退する） □補助金の交付がなくても自己資金等で整備を行う			

整 備 に 係 る 総 事 業 費	事業 費内 訳	建築費 （設計含む）	千円	財源内 訳	自己資金	千円
		備品費	千円		借入金	千円
		土地取得関係費	千円		補助金	千円
					その他	千円
		総事業費	千円		財源合計	千円

管理者 （予定） ※併設する場 合はサービス 種類毎に記載	サービス種類	氏名	有資格
		（ふりがな）	
		（ふりがな）	
		（ふりがな）	

(様式3) 収支予算書

下記を参考に、適宜項目を追加するなどして必要事項を記入の上、収支見込予算が把握できるように作成してください。(単位：円)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	備 考
定員 (利用見込み数)	人	人	人	
稼働率	%	%	%	
<収入>				
介護保険報酬				要介護度_____ (平均要介護度) 本人負担を含める。
家賃 (居住費)				
食材料費 (食費)				
光熱水費				
その他の日常生活費				
寄付・補助金等				
その他				
収入計 A				
<支出>				
給与費				
法定福利費				
福利厚生費				
委託料				
事務経費・消耗品				
支払利子等				
利用者実費負担費用				
その他				
支出計 B				
減 価 償 却 前 損 益 C=A-B				
減価償却費 D				圧縮記帳： 有・無
減価償却後損益 E=C-D				
税金関係 F				法人税・固定資産税等
税引後損益 G=E-F				
借入金元金返済 H				
余剰金 I=C-F-H				
前年度繰越金 J				
翌年度繰越金 K=J+I				

※ 開設後の事業運営に係る経費等について記載すること（施設整備にかかるものは含まない）。

※ 福利厚生費については、地域密着型サービス事業所の会計とは別に、母体法人で負担している場合は、その旨を記入すること。

※ 利用者負担実費分は、食材料費（食費）、光熱水費など利用者本人が負担する額の合計と整合を図ること。

※ 1年目から12か月単位で作成し、借入金元金の返済が終わるまでの期間について記入すること（4年目以降は、別紙により添付することも可）。

※ 複数の経費を合算している項目については、備考欄に対象経費の内訳を記載すること。

※ 減価償却費については、備考欄に圧縮記帳の取扱いの有無を記載すること。

※ 運転資金は2か月分以上確保すること。

※ 併設する介護サービス事業所等がある場合は、事業ごとの予算書及び事業全体を合算した予算書を本様式（様式3）により作成すること。

（様式４）開設趣意書

（１）応募の理由

（２）開設予定地の選定理由

（開設までの地域住民に対する説明方針や、現在、既に理解や賛同が得られている場合はその状況も含む。地域住民等からの承諾書等がある場合は添付。）

(3) 法人の基本方針（基本理念、経営理念）

(4) 事業所の運営方針

(5) 地域との連携や運営推進会議について

（地域との連携の具体的な方策や地域の拠点となる運営などについて）

(6) 利用者への情報提供、サービス提供、費用負担（利用料金設定）の考え方

(7) 苦情への対応について

(8) 協力医療機関との連携、緊急時の体制について

※ 連携体制の概念図等も添付

(9) 事故発生時及び非常災害時の対応・体制について

※ 体制の概念図等も添付

(1 0) 衛生管理の対応・体制について

(1 1) 虐待防止の取り組みについて

(1 2) 個人情報の取扱について

(1 3) 自己評価・外部評価、情報公開の対応について

(1 4) 運営実績（類似サービスの運営実績や、介護保険事業の指定状況等）

(1 5) 職員の採用・人材確保について（採用計画、配置計画見込み等）

(1 6) 職員の研修・人事制度について

(1 7) 職員の育成・処遇に関する取り組みについて

(1 8) その他の特色について

※併設するサービスとの連携など、施設の特色として、P R する内容がある場合は記載してください。

(様式 5)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	指定基準	申請内容
管理者	1 名（専従かつ常勤。ただし、管理上支障がない場合は兼務可能。）	
オペレーター	・提供時間帯を通じて専従で 1 名以上（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能。また、夜間・深夜・早朝は、施設が同一施設内にある場合に当該施設の職員をオペレーターとすることが可能。） ・看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師、介護支援専門員であること（ただし、提供時間帯を通じて、看護師等との連携を確保しているときは、3 年以上サービス提供責任者の業務経験を有する者で可） ・1 名以上は常勤	
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要な数以上	
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間帯を通じて専従で 1 名以上（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能）	
訪問看護サービスを行う看護師等	・保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上 内、1 名以上は常勤の保健師又は看護師 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数	
計画作成責任者	看護師、介護福祉士等のうち 1 名以上	

小規模多機能型居宅介護

	指定基準	申請内容
代表者	・ 認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者 ・ 認知症介護サービス事業開設者研修の修了者	
管理者	事業所ごとに1名（専従かつ常勤の者で、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修の修了者） （サテライト型の管理者は、本体事業所の管理者を充てることができる）	
介護従業者	1名以上は常勤	
	1名以上は看護師又は准看護師	
	【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・ 通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1名以上配置（3：1） ・ 訪問サービス職員を1名以上	
	【夜間及び深夜の時間帯】 ・ 夜勤職員1名以上（宿泊サービスの利用者がいない場合は不要） ・ 宿直職員1名以上	
介護支援専門員 （計画作成担当者）	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了者	

認知症対応型共同生活介護

	指定基準	申請内容
代表者	・ 認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者 ・ 認知症介護サービス事業開設者研修の修了者	
管理者	1 ユニットに 1 名（専従かつ常勤、認知症対応型サービス事業管理者研修の修了者）	
介護従事者	・ 1 名以上は常勤 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・ 利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で 1 人以上配置（3：1）定員 9 人なので 3 人以上 【夜間及び深夜の時間帯】 ・ 1 以上	
計画作成担当者	1 事業所に専従 1 名（実践者研修又は基礎課程の修了者） 1 以上は介護支援専門員、それ以外の者は認知症高齢者の介護サービスに係る計画作成の実務経験を有する者	

看護小規模多機能型居宅介護

	指定基準	申請内容
代表者	認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であり、認知症介護サービス事業開設者研修の修了者、又は保健師若しくは看護師	
管理者	事業所ごとに1名（専らその職務に従事する常勤の者で、3年以上認知症であるものの介護の実務経験を有し認知症対応型サービス事業管理者研修の修了者、又は保健師若しくは看護師）	
介護従業者	・1名以上は常勤の保健師又は看護師 ・常勤換算で2.5名以上は保健師、看護師又は准看護師 ※指定訪問看護事業者の指定を受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第一号イに規定する人員に関する基準（看護職員常勤換算2.5名）を満たすときは、この基準を満たしているものとみなす。 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1人以上配置（3:1）1名以上は保健師、看護師又は准看護師 ・訪問サービス職員を2名以上（1名以上は保健師、看護師又は准看護師） 【夜間及び深夜の時間帯】 ・夜勤職員1名以上（宿泊サービスの利用者がいない場合は不要） ・宿直職員1名以上	
介護支援専門員 （計画作成担当者）	専従で、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了者（管理者との兼務可）	

(様式 6)

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 富 山 市 長

所在地
申請者

名 称

代表者名

住 所

申請者が、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項及び第 115 条の 12 第 2 項に該当しない者であること、申請者である法人の役員が、富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 4 条、富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 4 条に定める暴力団員でないことを誓約します。

(参考様式)

役員等名簿		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

備考 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

3 審査に必要と認められる場合は、調査を行うことがあります。

関係法令所管課との協議記録

1 土地利用担当課（農地転用等）との協議記録

協議	令和 年 月 日	担当課名	
	令和 年 月 日	担当者名	
協議内容（各種法令の適用状況、指導の内容、今後の必要手続き予定等）			

2 建築指導課（建築確認申請、開発許可申請等）との協議記録

協議	令和 年 月 日	担当課名	
	令和 年 月 日	担当者名	
協議内容（各種法令の適用状況、指導の内容、今後の必要手続き予定等）			

3 都市計画課（都市政策、景観等）との協議記録

協議	令和 年 月 日	担当課名	
	令和 年 月 日	担当者名	
協議内容（各種法令の適用状況、指導の内容、今後の必要手続き予定等）			

4 消防局（消火設備等）との協議記録

協議	令和 年 月 日	担当課名	
	令和 年 月 日	担当者名	
協議内容（各種法令の適用状況、指導の内容、今後の必要手続き予定等）			

公募に関するQ & A

問1 同一法人が、複数のサービスに応募することは可能ですか。

答 同一事業所において複数サービスを実施する場合等、複合的な施設の整備については、同一法人で、複数のサービスを応募することになります。複合的な施設の計画の場合は、一体的な計画として1つの公募申込書を提出してください。

同一法人が、同一サービスを同一の日常生活圏域内に複数箇所整備する計画は応募できません。

問2 同一法人で運営している既存の介護サービス事業所が、現在、人材不足等で休止していますが、応募することは可能でしょうか。

答 新たに地域密着型サービスを行うために必要な安定的な運営実績があるとは認められません。応募することは可能ですが、選考の中で減点されることになります。

問3 応募に必要な書類に法人及び代表者の納税証明書（市町村税）とありますが、両方提出するのですか。

答 法人及び代表者の納税証明書の両方の提出をお願いします。
法人においては所在地の市町村税、代表者においては住所地の市町村税のものと
なり、証明書は**令和5年度分**のものとなります。

問4 応募後の建設予定地、整備定員の変更など計画内容の変更は可能ですか。

答 公募の受付終了後の計画内容の変更は、選考に大きな影響を及ぼすため認められません。

問5 新たな施設を新設するとした場合、建物平面図にはどの程度の正確さを求めますか。

答 建物平面図については、その施設の概要を知る重要な項目の一つであると考えており、できる限り正確なものの提出をお願いします。

問6 今回の公募施設の他に指定居宅サービスを併設することも可能ですか。

答 併設事業所の整備は任意です。ただし、併設事業所については、補助の対象外となり、別に指定の基準等を満たす必要があります。

問7 既存の居宅サービス事業所を地域密着型サービス事業所に変更することはできますか。

答 利用者の処遇等に十分配慮した上で、既存の居宅サービス事業所を地域密着型サービス事業所に変更することは可能です。なお、その際は、地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たすことが条件となります。

問8 整備費補助金を受けないで開設する場合でも、公募に応募しなければならないのですか。

答 公募の目的は、日常生活圏域ごとの地域バランスを考慮し、質の高いサービスの基盤を整備するものです。よって、今回の公募によらない事業者の指定は予定していません。

したがって、補助を受けずに開設する場合も、今回の公募による申込みを行い、選定される必要があります。

問9 埋蔵文化財調査や農地転用、開発許可等で日数を要する計画については、何らか考慮してもらえますか。

答 今回の公募の条件として、**各整備年度末**までに整備が完了し、速やかなサービス提供を行うことが必要となります。その条件を満たせない計画は、公募条件に該当しません。

よって、整備に伴う埋蔵文化財調査の要・不要、整備予定の用地が法令等に基づき開発許可等が見込まれるか、整備予定の建物が都市計画法や建築基準法、消防法等の関係法令に基づいたものかを確認してください。

→【(参考様式) 関係法令所管課との協議記録】

問 1 0 複数の地域密着型サービスが併設された複合的な施設での計画の場合、各サービス分で別々に計画書を作成し、別々に公募の申込書を提出する必要があるのか。また、そのような計画の場合、その内の一方の地域密着型サービスは認められて、その他の地域密着型サービスは認められないということはあるのでしょうか。

答 複数の地域密着型サービスを併設する複合的な施設の計画の場合には、一体的な計画として、1つの公募申込書を提出してください。

このような複合的な施設の計画については、一体的な計画として、内容や日常生活圏域毎の状況等から総合的に審査が行われますが、一部の地域密着型サービスのみ認められることもあり得ます。

問 1 1 管理者として義務付けられている研修を現時点で未受講の者であっても、管理者（予定者）として記載してよろしいでしょうか。

答 管理者として義務付けられている研修の受講資格を満たし、実際の事業開始までに必ず受講を完了できることを前提に、管理者として記載可能です。

問 1 2 既存の小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護へ転換することは可能でしょうか。

答 可能です。ただし、看護小規模多機能型居宅介護は要支援の方が利用できないサービスのため、既存の小規模多機能型居宅介護において要支援1，2の方が利用している場合は注意が必要です。

問 1 3 様式1に記載する「サービス提供を行う日常生活圏域名」は、開設後のサービス提供範囲を拘束するか？

答 原則、開設後にサービス提供を計画する日常生活圏域の記載が必要ですが、開設後の状況により事業実施区域を変更することも可能です。また、複数のサービス提供を行う日常生活圏域名を記載することも可能です。

問 1 4 整備に係る総事業費は、事業内容の精査や社会経済動向により変動がありうる
と考えるが、応募書類に記載した額は事業者の選定後の補助金申請額を拘束する
か？

答 現段階の計画であると理解しており、選定後の補助金申請額を拘束するものでは
ありません。

問 1 5 副本のうち 1 0 部は法人名や間接的に申請者を特定できる事業所名等を黒塗
りすることとあるが、どのような情報であるか。

答 想定される情報は以下のとおりです。

- ・ 法人名
- ・ 法人所在地
- ・ 法人代表者
- ・ 法人役員
- ・ 法人番号
- ・ 既存の事業所名
- ・ 法人名や既存の事業所を連想させる場合の開設予定事業所の仮称